

定期健康診断等の結果を保険者に提供すること にご協力ください

保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければなりません。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）

○ 健康診断の結果の提供のため、必要に応じて以下の取組をお願いします。

- 健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、健康診断実施機関から直接医療保険者に結果を提供することについても契約してください。
- 事業者の皆様は、健康診断の受診者に対して、健康診断実施時に、健康診断実施機関に保険者番号と被保険者番号等を提供することについて、周知してください。
提供の方法は、受診時に健康保険証またはそのコピーを持参する方法や、健診機関から配付された問診票に記入する方法などがあります。
- 問診時に「服薬歴」と「喫煙歴」も確認してください。

※ 基発1223第5号保発1223第1号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」もご参照ください。

○ 特定健診との整合を図る観点から、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第45条の2に基づく健康診断項目の血糖検査（以下、血糖検査」という）の取扱いが以下のように変更となっておりますので、ご注意ください。

	変更前	変更後
空腹時血糖	○	○
随時血糖	○	○ <u>(※)</u>
HbA1c	<u>×</u>	<u>○</u>

○：選択項目（いずれか1つ以上を実施する必要がある。）

×：血糖検査とは認めない

(※) 食直後（食事開始時から3.5時間未満）の採血を避けることが必要。

